

報告第14号～第16号

令和4年6月16日

専決処分の報告について

鈴 鹿 市

報 告 目 次

報告第 14 号	専決処分の報告について	1
報告第 15 号	専決処分の報告について	5
報告第 16 号	専決処分の報告について	9

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月16日提出

鈴鹿市長 末松 則子

専決処分事項

工事請負契約の変更

専 決 処 分 書

工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年5月26日

鈴鹿市長 末 松 則 子

- 1 工 事 名 新消防分署・天名分団施設建築工事
- 2 変更後の契約金額 292,178,700円
(変更前の契約金額 291,500,000円)

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月16日提出

鈴鹿市長 末松 則子

専決処分事項

工事請負契約の変更

専 決 処 分 書

工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年5月27日

鈴鹿市長 末 松 則 子

- 1 工 事 名 鈴鹿市立大木中学校校舎増改築電気設備工事
- 2 変更後の契約金額 206,511,800円
(変更前の契約金額 203,500,000円)

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月16日提出

鈴鹿市長 末松 則子

専決処分事項

工事請負契約の変更

専 決 処 分 書

工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年5月27日

鈴鹿市長 末 松 則 子

- 1 工 事 名 鈴鹿市立大木中学校校舎増改築機械設備工事
- 2 変更後の契約金額 174,326,900円
(変更前の契約金額 169,587,000円)